

## ○厚生労働省令第五十八号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十二条（同法第七十条の十四において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

厚生労働大臣 後藤 茂之

医療法施行規則の一部を改正する省令  
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

		<p>(事業報告書等の届出等)</p> <p>第三十三条の二十二 法第五十二条第一項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</p> <p>一 電磁的方法を利用して自ら及び当該届出を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法</p> <p>二 書面の提出</p> <p>2 前項第一号の措置は、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に法第五十二条第一項各号に掲げる書類に記載された事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により届出をすべき医療法人が、自ら及び当該届出を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。</p> <p>3 第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の規定により厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体への記録がされた時に法第五十二条第一項の規定による届出を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。</p> <p>4 第一項第二号に規定する方法による届出を行う場合には、法第五十二条第一項各号に掲げる書類（第三十三条第一項第一号に規定する書類については、法第四十二条の二第一項第五号の要件に該当する旨を説明する書類、第三十条の三第一項第一号二に規定する支給の基準を定めた書類及び同条第二項に規定する保有する資産の明細表に限る。）には、副本を添付しなければならない。</p> <p>5 法第五十二条第二項の閲覧は、同条第一項の届出に係る書類（第三十三条第一項第一号に規定する書類については、法第四十二条の二第一項第五号の要件に該当する旨を説明する書類、第三十条の三第一項第一号二に規定する支給の基準を定めた書類及び同条第二項に規定する保有する資産の明細表に限る。）であつて過去三年間に届け出られた書類について、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。</p> <p>(医療法人の計算に関する規定の準用)</p> <p>第三十九条の二十二 前章第四節（第三十二条の五、第三十二条の六第二号口、第三十三条第一項第一号及び第二号並びに第二項、第三十三条の二、第三十三条の七第二項並びに第三十三条の二の八を除く。）の規定は、地域医療連携推進法人の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)
第三十三条の二の十一	(略)	法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項	(略)
第三十三条の二の十二	法第五十二条第一項	法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項	第一項

改 正 前

		<p>(事業報告書等の届出等)</p> <p>第三十三条の二の十二 (新設)</p> <p>2 前項第一号の措置は、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に法第五十二条第一項各号に掲げる書類に記載された事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により届出をすべき医療法人が、自ら及び当該届出を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。</p> <p>3 第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の規定により厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体への記録がされた時に法第五十二条第一項の規定による届出を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。</p> <p>4 第一項第二号に規定する方法による届出を行う場合には、同項各号に掲げる書類（第三十三条第一項第一号に規定する書類については、法第四十二条の二第一項第五号の要件に該当する旨を説明する書類、第三十条の三第一項第一号二に規定する支給の基準を定めた書類及び同条第二項に規定する保有する資産の明細表に限る。）には、副本を添付しなければならない。</p> <p>5 法第五十二条第二項の閲覧は、同条第一項の届出に係る書類（第三十三条第一項第一号に規定する書類については、法第四十二条の二第一項第五号の要件に該当する旨を説明する書類、第三十条の三第一項第一号二に規定する支給の基準を定めた書類及び同条第二項に規定する保有する資産の明細表に限る。）であつて過去三年間に届け出られた書類について行うものとする。</p> <p>(医療法人の計算に関する規定の準用)</p> <p>第三十九条の二十二 前章第四節（第三十二条の五、第三十二条の六第二号口、第三十三条第一項第一号及び第二号並びに第二項、第三十三条の二、第三十三条の七第二項並びに第三十三条の二の八を除く。）の規定は、地域医療連携推進法人の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)
第三十三条の二の十一	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(傍線部分は改正部分)

附 則  
 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第三十三條の二十二第二項の改正規定（「届け出られた書類について」の下に「インターネットの利用その他適切な方法により」を加える部分に限る。）は、令和五年四月一日から施行する。

第三十三條の二十二第二項	法第五十二條第一項各号	法第七十條の十四において読み替えて準用する法第五十二條第一項各号	医療法人	法第七十條の十四において読み替えて準用する法第五十二條第一項	地域医療連携推進法人
第三十三條の二十二第三項	法第五十二條第一項	法第七十條の十四において読み替えて準用する法第五十二條第一項	法第五十二條第一項	法第七十條の十四において読み替えて準用する法第五十二條第一項	
第三十三條の二十二第四項	法第五十二條第一項各号	法第七十條の十四において読み替えて準用する法第五十二條第一項各号			
第三十三條の二十二第五項	(略)	(略)			
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
第三十三條の二十二第一項	法第五十二條第一項				
第三十三條の二十二第二項	(略)				
(略)		法第七十條の十四において読み替えて準用する法第五十二條第一項			